

災害事例

鉄骨で作業中、劣化していた安全帯が切れて墜落

【災害の概要】

工事の種類：鉄骨鉄筋コンクリート造建築工事

災害の種類：墜落

被災者：1人（休業）



【発生状況】

この災害は、鉄骨造7階建て新築工事で鉄骨のタラップに足をかけて塗装作業中、足を踏み外し、安全帯が切れて墜落したものである。

当日、被災者は4階付近の鉄骨で、組立て時に剥げ落ちた柱、梁等の手直し塗装を行っていた。

作業中、柱に取り付けられたタラップに足をのせ、柱の突起部（鉄骨柱つりピース）にフックを掛けて安全帯を使用していたが、タラップが狭く足を踏み外し、このときフックから約20cm先で安全帯のロープが切断して約7m下の3階コンクリート床面に墜落、負傷した。

使用していた安全帯は1本つり用で、製造後6年を経過してロープが変色し、随所に焦げあとや塗料の付着があり、さらにロープの8本のストランド中、数本は以前から破断している状態であった。

なお、安全帯等の保護具の点検基準は策定していなかった。

また、手直し塗装は当日限りの作業予定で、防網の設置等の墜落防止措置は講じていなかった。

【原因】

- 1 狭いタラップを足がかりに作業を行って足を滑らせたこと。
- 2 作業床がなく、防網を張っていなかったこと。
- 3 劣化した安全帯を使用していたこと。

【対策】

- 1 高所作業の際は、事前に墜落等の危険性把握、対策を検討し、適切な作業方法を確認し、実施すること。
- 2 安全帯を使用して高所作業を行う場合は、併せて防網を設置すること。
- 3 安全帯は、経年劣化したものや、角の鋭い鉄骨等との接触、溶接の火による損傷等により強度が低下したものを使用させないこと。
- 4 安全帯の点検基準を策定し、点検を励行すること。

（社）日本保安用品協会内 日本安全帯研究会
「安全帯の正しい使い方」より

安全帯には、厚生労働大臣が定めた「安全帯の規格」（平成14年2月25日 厚生労働省告示第38号）があり、事業者はこの規格に適合した安全帯を使用しなければなりません。（労働安全衛生規則第27条）

規格に適合した安全帯の中から作業に合った安全帯を選び、正しく使うことが大切です。

- * フックはD環より高い位置にかける
- * 堅固なものにかける
- * 親綱1間隔には一人だけかける
- * 摩耗、切傷、焼損、薬品塗料付着等劣化したものは廃棄
- * 交換時期の目安：ロープ・ストラップ
2年，その他3年等

